

# ○田村市男女共同参画推進条例

令和2年3月26日条例第3号

## 田村市男女共同参画推進条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第21条）

第3章 男女共同参画審議会（第22条—第27条）

第4章 雜則（第28条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民及び企業等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本目標（以下「基本目標」という。）の基本的施策となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

##### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2） ダイバーシティ 性別、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。

（3） 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（4） 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

（5） 企業等 市内において事業を営む法人（個人事業主を含む。）及びその他団体をいう。

（6） 行政区等 田村市行政区に関する条例（平成17年条例第8号）に規定されている行政区及びその他市民活動を促進するために組織された団体をいう。

（7） ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりがやりがい、充実感等を享受しながら職業生活上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の

各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

(8) ハラスメント 性的言動による「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など、職場等における優位性を背景にし、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。

(9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者又はあった者から振るわれる暴力行為（身体的、精神的、性的、社会的及び経済的に有害な影響を及ぼす言動）をいう。

(10) 女性活躍 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進していかなければならない。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、全ての団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、子育て、介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。

(5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。

(7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍がされること。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念に基づき、基本目標を総合的に策定し、計画的に実施する

ものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県その他地方公共団体との連携を図るとともに、市民、企業等及び行政区等と協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する基本目標を達成できるよう協力に努めなければならない。

(企業等の責務)

**第6条** 企業等は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画を推進し、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに取り組む等、職場の環境づくりに努めなければならない。

2 企業等は、市が実施する基本目標の実現に協力するよう努めなければならない。

(教育等関係者の責務)

**第7条** 教育等関係者は、男女共同参画のための教育、保育及び学習の重要性を十分認識し、基本理念に配慮した教育、保育及び学習に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

**第8条** 何人も、あらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(市民等に広く表示する情報に関する留意)

**第9条** 何人も、市民、企業等及び行政区等に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識、又はハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長する表現及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

**第10条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、基本計画の策定又は重要な変更を行うに当たっては、あらかじめ田村市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、企業等及び行政区等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第11条** 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等の促進)

**第12条** 市は、男女共同参画への理解を深めるため、様々な機会や媒体を活用し、男女共同参画に関する広報活動及び情報提供等を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

**第13条** 市は、市民、企業等及び行政区等が行う男女共同参画の推進を図るための活動に関して、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(意見及び相談への対応)

**第14条** 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見及び相談（次項において「意見等」という。）を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応しなければならない。

2 市は、前項の規定による意見等に対応するために必要があると認めるときは、田村市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

**第15条** 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、企業等及び行政区等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市その他執行機関は、附属機関の委員の構成において男女の均衡を図るため、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

3 市は、職業生活における男女の不均衡を是正し、女性活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

(1) 職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育及び介護を支援する環境の整備を図ること。

(2) 女性活躍を推進し、意思決定過程への参画拡大及び正規雇用として積極的な登用・育成を図るため、企業等に対する啓発活動、情報提供その他必要な措置を講じること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、国及び県等と連携して女性活躍の推進を図ること。

(家庭生活、職業生活等の両立支援及び生涯を通じた男女の健康支援)

**第16条** 市は、男女が共に子育て、介護その他家庭生活における活動と職業生活、地域活動その他社会のあらゆる分野における活動との両立ができるよう、環境整備その他必要な支援を行うもの

とする。

2 市は、女性が妊娠及び出産に関わる身体機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、健康相談、医療の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害者等への支援)

**第17条** 市は、第8条に規定する行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な支援に努めるものとする。

(防災及び復興分野における施策)

**第18条** 市は、防災及び復興分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(推進の体制)

**第19条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、企業等及び行政区等による男女共同参画の取組を支援するための環境整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究等)

**第20条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

**第21条** 市は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(設置及び権限)

**第22条** 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査及び審議するため、田村市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、市長に意見を述べることができ

る。

(組織)

**第23条** 審議会は、委員12人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は10分の4未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者及び市民から公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

**第24条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第25条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第26条** 審議会の庶務は、男女共同参画の担当課において処理する。

(その他)

**第27条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 雜則

(委任)

**第28条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。